# 国際財務報告基準とイスラム金融

野口晃弘

### I はじめに

イスラム金融とは、イスラム教の教義に従った金融であり、一般の金融と比較して、利子の授受が禁止されていることと、取引の内容についても教義による制約が課されている点に大きな特徴がある。本稿では、国際会計基準及び国際財務報告基準(IFRSs)に直接関係する国際会計基準審議会(IASB)における議論に着目している。そのため前者の特徴に関連する議論を取り上げており、後者については、内部統制上の大きな課題と考えられるものの、ここでは取り上げないことにした。

世界の金融市場において、イスラム金融は年率20%で成長していると言われており、国や地域によっては、銀行の資産の重要な部分がイスラム金融によるものとなりつつある(TheCityUK 2013)。世界の人口に占めるイスラム教徒の割合は2割を超えており(Pew Research Center 2012)、その経済力を加味して考えれば、イスラム金融はさらに成長するものと考えられ、もはや例外的な金融商品と位置づけるわけにはゆかない。湾岸諸国やマレーシアなどイスラム圏の国々だけではなく、イギリスでもイスラム金融のための法制度等の環境整備が進んでおり、ロンドンはヨーロッパにおけるイスラム金融の中心となっている。

わが国では、スクークと呼ばれるイスラム債のための銀行法の改正や税制 上の対応が行われたものの、国内での展開は進んでいない。しかし、海外に おけるわが国の金融機関の取り組みや、海外子会社を通じてのイスラム債の発行は進展しており、その状況については、既に別の機会に取り上げた(野口ほか2012;野口 2014)。イスラム金融は、日本企業にとって別世界の話ではなく、少なくとも連結財務諸表においては、会計処理の対象として視野に入れなければならないものとなっている。

本稿では、IASBにおけるイスラム金融に関する議論に着目して、IFRSsとイスラム会計基準の調和の現状と課題を明らかにする。これは一般的な金融及びそれに適用される会計基準と、イスラム金融及びそれに適用されるイスラム会計基準という二つの世界に乖離させてしまうのではなく、両者の融合を図る上で重要な視点である。

## Ⅱ 問題領域の限定

イスラム金融では利子の授受なしに取引を行うため、商品の売買や不動産の賃貸といった方法で財を介在させて商品売却益や賃貸料収入を得るか、あるいは貸付ではなく出資という形態を採ることにより投資からの利益を享受するとともに損失も負担するか、大きく分けて二つの方法が用いられている(吉田 2007、50頁)。

商品売買の形態をとるイスラム金融の代表は、ムラバハと呼ばれる代金の延払による販売である。それは、売り手からイスラム銀行が商品を仕入れ、その金額に利益を上乗せした金額で、買い手にイスラム銀行が商品を売り渡し、後から商品代金を回収するという仕組みである。イスラム銀行が受け取る商品代金のうち、マークアップ部分が一般の金融における利息に対応するものと考えられる(吉田 2007、52-56頁)。機械や不動産のリースという形態をとるイスラム金融は、イジャラと呼ばれ、イスラム銀行が必要な資産を取得し、それを顧客にリースして賃貸料を受け取るという仕組みである。この形態の取引を基盤として証券化され、スクークと呼ばれるイスラム債が発行されることも少なくない(吉田 2007、63-69頁)。

投資からの利益を享受するとともに損失も負担するいわゆる事業投資・損

益分担方式のイスラム金融としては、ムダラバとムシャラカが代表的なものとして挙げられる。ムダラバはイスラム銀行が預金者から集めた資金を事業に投資し、その成果を配当として預金者に支払うための仕組みとして利用されており、イスラム銀行における預金の役割を果たしている。ムシャラカはイスラム銀行が合弁に参加する形態をとり、事業の成果から配当を受け取る仕組みとなっている(吉田 2007、56-60頁)。

イスラム金融では、どのようにイスラム法に準拠した取引を構築するかという点が重要な論点であり、イスラム法における解釈の多様性から、商品設計そのものが複雑で、かつ不安定という特徴がある。しかし本稿は制度会計に問題領域を限定するため、イスラム法に関する議論には踏み込まない。

イスラム金融及びイスラム金融機関のための国際的な基準設定は、イスラム金融機関会計・監査機構(AAOIFI: Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institutions)によって行われ、その基準は湾岸諸国を中心に採用され、イスラム経済圏において大きな影響力を有している。そのため、AAOIFI 基準に基づく会計処理に関する議論も制度会計の問題領域に含まれるが、本稿では、IFRSs におけるイスラム金融商品の会計に焦点を絞るため、AAOIFI 基準そのものについては議論していない。

# Ⅲ 先行研究の状況

わが国では、平賀(2005)でマレーシアとインドネシアにおいてイスラム 経済を志向した会計基準の設定が進められていることが紹介されており、松田(2005)でもマレーシアにおける IFRSs 採用とイスラム会計におけるグローバルスタンダードである AAOIFI 基準への対応について取り上げられている。木幡(2007)では AAOIFI 基準とインドネシアのイスラム銀行における実務が紹介されており、松田(2007)ではマレーシアにおけるイスラム銀行の会計基準が説明されている。このようにイスラム会計に関する国内の先行研究は、マレーシアとインドネシアを中心とする東南アジアの地域会計研究の一環と位置づけることができる。

イスラム会計に関する英語文献のレビューを行った代表的な研究としては、Napier (2009) があるが、そこでは、イスラム会計の必要性について一般論を展開したもの、イスラム金融商品の会計処理について考察したもの、そしてイスラム会計基準を中心とするイスラム会計に関する規制について論じたもの、の三つの範疇に分類されている。

IFRSs とイスラム金融の関係が論じられる場合、Adel and Mustafa (2013) のように、イスラム金融の特徴から、IFRSs ではなくイスラム金融のための会計基準である AAOIFI 基準の採用を主張するもの、Alsaqqa and Sawan (2013) やMohammadrezaei, Banimahd and Saleh (2013) のように IFRSs をイスラム圏で採用する上での課題について論じたもの、あるいは Yapa, Kraal and Joshi (2015) のように特定の IFRSs に関してイスラム金融の会計処理に言及したものがある。しかし、IASB の公式の議論の中で、イスラム金融の会計処理がどのように論じられているかという点に着目して検討している訳ではない。

以上のような国際制度会計におけるイスラム会計研究の現状を踏まえ、本稿では、イスラム金融商品の会計がIASBにおける議論でどのように取り上げられているのか、その現状を明らかにすることを意図している。IASBで本格的に議論が行われるようになる上で、アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ(AOSSG: Asian-Oceanian Standard-Setters Group)の果たした役割は重要と考えられるため、次節では、まずその経緯について述べることにする。

# IV AOSSG のイスラム金融作業グループによる取り組み

AOSSG は、2009年に日本を含む16の国と地域によって、IFRSs の採用・収斂、その整合的な適用、IASBへの意見発信、政府や他の国際機関との協力、を促進するために組織された(AOSSG 2009)。これを生み出した原動力は、日中韓の3ヵ国であり、2001年から始まった日中韓3ヵ国会計基準設定主体会議にある(西川 2011、14頁)。2009年の第1回会議には21の国と地域

が参加していたが、現在のメンバーは26まで増えている(http://www.aossg.org)。

2010年には、イスラム金融の財務報告に関する作業グループ(AOSSG IF WG)が、マレーシアをリーダー国として組織された。作業グループの当初のメンバーは、オーストラリア、ドバイ、インドネシア、韓国、パキスタン、サウジアラビアであり、その後、中国が加わっている。その目的は、イスラム金融に IFRSs を適用する上での課題を IASB に対して発信することにある。作業グループのウェブサイトには、2010年10月から2012年3月までの間に IASB に提出した8件のコメントレターと、2010年10月から2015年3月までに公表した報告書4本が掲載されている(http://www.aossg.org/working-groups/financial-reporting-relating-to-islamic-finance)。

2010年10月に公表された『イスラム金融に関する財務報告上の論点』と題する研究報告書では、イスラム金融に関する会計処理を行う上で意見の相違をもたらしている根源として、貨幣の時間価値の扱いと、形式よりも実質を優先させることの是非が指摘されている(AOSSG 2010a, par.15)。また、イスラム法学に関する通説が国によって異なっていることについても説明されており、それを反映して AAOIFI 基準を部分的には取り入れつつも、自国のイスラム会計基準を設定している国もあることに言及している(AOSSG 2010a, pars.19-21)。そして、金融効果の認識、利益参加契約、イスラム・リース、イスラム債、イスラム保険、その他に分類して合計15の論点が示されている。

金融効果の認識については、実物資産の取引を金融取引として会計処理することの是非に関連して、①売上に関する利益の認識、②買戻条件付販売、③受取手数料、という論点が挙げられている(AOSSG 2010a, pars.37-56)。利益参加契約については、合弁から債務契約まで様々なものがあるため、④貸借対照表における表示区分や償却原価法による評価の是非、⑤配当平均積立金の表示区分などが論点としてあげられている(AOSSG 2010a, pars.57-75)。

イスラム・リースに関する論点としては、⑥オペレーティング・リースと して会計処理することの是非が挙げられている(AOSSG 2010a, pars.76-81)。

イスラム債に関する論点としては、⑦SPE に移転された資産をオフバランスできるか否か、SPE が連結の範囲に含まれるか否か、⑧流動性の低いイスラム債を公正価値で測定すべきか否か、が論点として挙げられている(AOSSG 2010a, pars.82-93)。

イスラム保険については、⑨イスラム保険が IFRS 4 でいう保険契約に含まれるか否か、⑩イスラム保険によりプールされている基金の扱い、⑪イスラム保険会社とイスラム保険によりプールされている基金の財務諸表における表示、が論点として挙げられている(AOSSG 2010a, pars.94-106)。

その他の論点としては、②金融派生商品、③イスラム法に基づく追加開示、 ④用語、⑤IFRS から離脱あるいは適用除外すべきもの、が挙げられている (AOSSG 2010a, pars.107-121)。

以上のような2010年の研究報告書で論点として取り上げられていた内容は、 後に AOSSG IF WG が IASB に提出したコメントレターにおける議論につな がっている。

その後、2011年に『AOSSG アンケート調査:イスラム金融取引とイスラム金融機関の会計』、2013年に『AOSSG アンケート調査:中東及び北アフリカにおけるイスラム金融と会計』、そして2015年には『イスラム金融機関の財務報告:イスラム金融機関の財務諸表に関する研究』が公表されている。

# V IASB における議論の現状

## 1. イスラム金融諮問グループの設置

イスラム法適格の金融商品及び取引に関する諮問グループ(イスラム金融 諮問グループ)が、2011年のアジェンダ協議の結果に基づき設置され、2013 年7月に第1回の会議がクアラルンプールで開催された。諮問グループの目 的は、①IFRS が依拠している概念あるいは原則で、イスラム教徒にとって 懸念される内容を識別し分析すること、②イスラム法適格の取引と金融商品 に IFRS を適用する上での問題点を特定すること、③そのような問題点に対する解決策を提案すること、④会計主体の活動の性格に関心のある利用者のための開示に関する問題点の指摘と規制の提案をすること、が挙げられている(IFRS Foundation, Consultative Group on Shariah-Compliant Instruments and Transactions 2013a)。

諮問グループのウェブサイトによれば、メンバーは IASB 副議長と IFRIC 議長、AOSSG のイスラム圏からマレーシア(交代で1名)、インドネシア、パキスタン、ドバイ2名、サウジアラビア2名、その他の組織から AAOIFI、IFSB (イスラム金融サービス委員会)、GCCAAO (湾岸協力会議会計監査機構)、CIBAFI(イスラム銀行及び金融機関のための諮問委員会)2名、ISRA(イスラム金融国際イスラム法研究アカデミー)、E&Y Saudi Arbia、IDBSA(イスラム開発銀行)で構成されている(http://www.ifrs.org/About-us/IASB/Advisory-bodies/Working-groups/Pages/Shariah-Compliant-Instruments-and-Transactions.aspx)。

第1回の会議では、メンバー構成、目的、トピック(ムダラバ・開示・イスラム銀行以外のイスラム金融取引・用語・調査)、主要な論点(IFRS 9、イスラム・リース、投資勘定、利益平準化準備金)などが議論され(IFRS Foundation, Consultative Group on Shariah-Compliant Instruments and Transactions 2013b)、翌年3月に主要な論点の筆頭に挙げられていた IFRS 9 について意見募集が行われた(IFRS Foundation, Consultative Group on Shariah-Compliant Instruments and Transactions 2014a)。

しかし、意見募集に対して、充分に意見が寄せられなかったため、2014年7月に IASB の副議長である Mackintosh 氏個人としての見解をまとめた「IFRS 9をイスラム金融に適用する上での論点」 (IFRS Foundation, Consultative Group on Shariah-Compliant Instruments and Transactions, 2014b) と題する資料が作成され、第2回の会議で議論された(IFRS Foundation, Consultative Group on Shariah-Compliant Instruments and Transactions, 2014c)。

「IFRS 9 をイスラム金融に適用する上での論点 | では、IFRS 9 (4.1.2 項)

において償却原価によって測定される金融資産の要件として、(a) 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有され、かつ、(b) 契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じることが求められているのに対し、イスラム金融商品では、明示的な利息は支払われず、延払販売契約による売上利益、投資に対する利益の分配、賃貸料、代理人契約の基づく手数料、任意の贈与などから利益を手にする点が取り上げられている(IFRS Foundation, Consultative Group on Shariah-Compliant Instruments and Transactions, 2014b, par.10)。その上で、論点1として、代金の延払による販売の形をとるイスラム金融が、IFRS 15(10項)の「顧客との契約」に該当するか否か、論点2として、共同出資の形をとるイスラム金融について償却原価で測定することの可否、論点3として、イスラム金融商品からの「財務収益」の測定に、実効金利法を適用することの可否が挙げられている(IFRS Foundation, Consultative Group on Shariah-Compliant Instruments and Transactions 2014b, pars.21-37)。

2015年4月に開催されたイスラム金融諮問グループと AAOIFI との合同会議で用いられた2015年2月の資料(IFRS Foundation, Consultative Group on Shariah-Compliant Instruments and Transactions 2015)では、IFRS 9の4.1.3項(b)における利息の定義「特定の期間における元本残高に関する貨幣の時間価値への対価、信用リスクへの対価、及びその他の基本的な融資のリスク及びコストへの対価、並びに利益マージンである」にも下線が加えられ、議論のポイントとして強調されていた(par.8)。その上で、議論の前提としてイスラム金融商品についても他の金融商品と同様、契約条件の精査が必要であり、基本的な融資のリスク及びコスト以上の要素が含まれている可能性に留意しなければならないことと、経済的実質優先という考え方よりも「元本及び元本残高に対する利息の支払のみ」という償却原価を用いる上での要件のほうが優先することについて、述べられている(pars.11-12)。イスラム銀行で、IFRS 9を適用した上で、イスラム金融商品の測定に償却原価を用い

ている事例のあることが紹介された後(pars.13-17)、論点として IFRS 9 における金融商品の性格テストにイスラム金融商品の一部が該当するか否かが取り上げられている(pars.18-28)。

### 2. リースに関する議論

AOSSG IF WG が2010年の公開草案に対して IASB に提出したコメント・レターでは、細かく問題点を指摘した上で、重要な論点として、リースと売買の区別と貸手の会計問題を挙げていた(AOSSG 2010b)。

イスラム・リースについて、2011年5月の IASB/FASB 会議用の資料に貸手の会計上の論点としてイスラム・リースに関するものが含まれていたが (IASB/FASB 2011a)、議事録によれば、使用権モデルをイスラム・リース契約に適用した場合の会計問題について取り上げられたのは、6月の会議であった (http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Leases/Meeting-Summaries-and-Observer-Notes/Pages/IASB-meetings-Leases-June-2011.aspx)。なお、会議資料の付録として AOSSG IF WG の研究報告書『イスラム金融に関する財務報告上の論点』も含まれていた(IASB/FASB 2011b)。

会議資料では、まず、イスラム・リース契約に関する説明が、マレーシア中央銀行のガイドラインや AAOIFI のイスラム基準第9号「イスラム・リース」に基づいて記述され、次に、イスラム銀行16行の年次報告書における実務の調査で、イスラム・リースに重要性のなかった4行を除く、5行ではファイナンス・リース、5行でオペレーティング・リース、2行では両者併用という結果であったことが示され、その上で、基準設定上の課題として、イスラム金融の多くの局面で共通するものではあるが、契約の文言と会計処理の内容が首尾一貫しないことが指摘されている(IASB/FASB 2011a)。

#### 3. 収益認識に関する議論

2015年1月26日に開催されたIASB-FASBの合同の収益認識移行リソース・ グループ (TRG) の会議において、イスラム金融取引への適用が議論され た(IFRS Foundation/FASB 2015b)。会議資料では、ムラバハと呼ばれる代金の延払による販売に焦点を当てて、取り上げている。それは、顧客の注文を受けてイスラム銀行が第三者から品物を仕入れ、それを顧客に仕入原価に予め合意した利益を上乗せして販売するものであり、顧客がその品物を購入することについて、銀行が仕入れる前に約束している場合を前提に議論されている。なお、TRG ではイスラム商品の設計に関するイスラム法上の議論には立ち入っていない(IFRS Foundation/FASB 2015a)。

会議資料によれば、このような取引で生じた金融商品は IFRS 9 と IAS 32 の適用範囲であることは明らかであるが、論点としては、このような代金延払販売について、イスラム銀行がごく短期間であってもリスクとリターンという観点から品物を所有したのと同視できることに基づき、IFRS 9 による処理を行う前に、IFRS 15 を適用しなければならないか否かということが挙げられている。もし、IFRS 15 を適用するとなると、イスラム銀行の損益計算書には、売上と同額の売上原価が計上され、売上総利益はゼロと表示されることになる(IFRS Foundation/FASB 2015a, par.11)。

会議資料では、IFRS 15 の適用に対する賛否両論を次のようにまとめている。まず、IFRS 15 を適用すべきではないとする論拠については、IFRS 15 の6項にある「企業の通常の活動」という表現に着目している。イスラム金融機関の通常の活動はイスラム金融であって、自動車や不動産、あるいは商品の販売ではないというのである。代金延払販売に伴う利益は時間価値の対価と考えられ、イスラム金融機関が負うリスクも信用リスクと捉えている。もう一つの否定論の根拠は、イスラム金融機関が品物を所有するといっても、それがごく短期間で顧客に引き渡されてしまうことにある(IFRS Foundation/FASB 2015a, pars.13-14)。

IFRS 15 あるいはその他の会計処理を適用すべきとする論拠としては、ムラバハにおけるイスラム金融機関は代理人ではなく契約上取引の当事者であり、一時的にせよ品物に関するリスクを負いリターンを享受するという意味で所有しなければならず、かつ顧客には現金ではなく、品物を引き渡す義務

を負っているので、一般の金融取引とは大きく異なる活動であることが挙げられている (IFRS Foundation/FASB 2015a, par. 15)。

議事録によれば、IFRS 15 ではイスラム金融機関の活動を適切に表現できない可能性があること、取引の本質が貸付であり、「通常の活動」には含まれないこと、契約の実質に基づいて代理人か否かの判断が行われるべきことなどが、議論されていた。なお、アメリカからの TRG メンバーは、この問題は新しい収益基準への移行に関するものではないという立場からコメントしなかった(IFRS Foundation/FASB 2015b, par. 36)。

TRG における議論の結果、イスラム銀行が新基準を適用する上で問題は、適切な指針が示されれば足りるということで、イスラム金融諮問グループに持ち帰りとなり、現時点では IASB でこれ以上の議論は行われないこととなっている(IFRS Foundation/FASB 2015b, par.37)。

### VI おわりに

イスラム金融のための会計基準は、AAOIFIにより国際的に影響力のある 基準の整備が進められたほか、マレーシア、インドネシア、パキスタンのように国別の会計基準の中でも発展してきた。今世紀初めまでの段階では、まだイスラム諸国における特殊な金融のための会計基準という位置づけであり、一般の金融、そして一般の国際基準であるIFRSsにおける議論とは、一定の距離があった。

その状況に大きな変化が見られたのは、2010年に AOSSG IF WG が組織されてからである。IASBへのコメント・レターの送付や研究報告書の公表など、目に見える形で、IFRSs に対する意見の発信を組織的に進めた。そして、2011年のアジェンダ協議の結果、2013年にはイスラム金融諮問グループによる第1回の会議が開催されている。

IASBでもイスラム金融の会計処理が取り上げられるようになってきており、リースの会計については、AOSSG IF WG のコメントレターや研究報告書に基づき、IASBで議論が行われており、収益認識でも、TRG でイスラム

金融商品の一種であるムラバハの会計処理について意見交換が行われている。 このようにイスラム金融の会計処理が、別世界のものではなく、IFRSsの世界における新たな論点となりはじめている。

本稿では、具体的な会計処理として、リースと収益認識しか取り上げていないが、AOSSG IF WG のウェブサイトには、保険契約、ヘッジ会計、金融商品の減損、金融資産と金融負債の相殺などについて IASB に提出したコメントレターが掲載されており、2010年の研究報告書でも、15の論点が示されていることから、国際制度会計上、議論しなければならないことが、多く残されている。

(筆者は名古屋大学大学院経済学研究科教授)

#### 【参考文献】

- Adel M. S. and Mustafa M. H. (2013), "The need of accounting standards for Islamic financial institutions: Evidence from AAOIFI," *Journal of Islamic Accounting and Business Research*, Vol. 4, No. 1, pp. 64-76.
- Alsaqqa, I. & Sawan, N. (2013), "The advantages and the challenges of adopting IFRS into UAE stock market," *International Journal of Business and Management*, Vol. 8, No. 19, pp. 1-23.
- Asian-Oceanian Standard-Setters Group (2009), The Memorandum of Understanding on Asian-Oceanian Standard-Setters Group (AOSSG). Retrieved from
  - http://www.aossg.org/docs/Archive/AOSSG\_MoU\_4\_November\_2009\_Original.pdf
- Asian-Oceanian Standard-Setters Group, Working Group on Financial Reporting Issues relating to Islamic Finance (2010a), Research Paper: Financial Reporting Issues relating to Islamic Finance, AOSSG.Retrieved from
  - http://www.aossg.org/docs/AOSSG\_IF\_WG-Research\_Paper\_11Oct2010.pdf
- Asian-Oceanian Standard-Setters Group, Working Group on Financial Reporting relating to Islamic Finance (2010b), AOSSG Islamic Finance Working Group comments on IASB Exposure Draft ED/2010/9 Leases, AOSSG. Retrieved from
  - http://www.aossg.org/docs/WG/Financial\_Reporting\_relating\_to\_Islamic\_Finance/AOSSG\_Islamic\_Finance\_WG\_submission\_to\_IASB\_14-Dec-2010.pdf
- Asian-Oceanian Standard-Setters Group, Working Group on Islamic Finance (2011), AOSSG Survey: Accounting for Islamic Financial Transactions and Entities, AOSSG. Retrieved from http://www.aossg.org/docs/Publications/AOSSG\_Survey\_Report\_2011\_FINAL\_CLEAN\_29\_ 12 2011.pdf

- Asian-Oceanian Standard-Setters Group, Islamic Finance Working Group (2013), AOSSG Survey: Accounting and Islamic Finance in the Middle East and North Africa, AOSSG. Retrieved from
  - $http://www.aossg.org/docs/Publications/AOSSG\_MENA\_Islamic\_Finance\_Survey\%20\\ Findings\_Nov\_2013.pdf$
- Asian-Oceanian Standard-Setters Group, Islamic Finance Working Group (2015), Financial Reporting by Islamic Financial Institutions: A study of financial statments of Islamic financial Institutions, AOSSG. Retrieved from
  - $\label{lem:http://www.aossg.org/docs/Publications/AOSSG_Islamic\_Finance\_WG-Paper\_Post\_6th\_Meeting-2\_Mar15.pdf$
- IFRS Foundation, Consultative Group on Shariah-Compliant Instruments and Transactions (2013a), Communique: Meeting held on accounting for Sharia-compliant financial instruments and transactions, IFRS Foundation. Retrieved from
  - http://www.ifrs.org/Meetings/MeetingDocs/Other%20Meeting/2013/July/Kuala-Lumpur-Sharia-Advisory-Group-Commique-July-2013.pdf
- IFRS Foundation, Consultative Group on Shariah-Compliant Instruments and Transactions (2013b), Minutes of IASB Shariah Advisory Group Meeting 2 July 2013, IFRS Foundation. Retrieved from
  - http://www.ifrs.org/MeetingS/MeetingDocs/Other %20 Meeting/2013/July/Minutes-AG-meeting-2-July-2013.pdf
- IFRS Foundation, Consultative Group on Shariah-Compliant Instruments and Transactions (2014a), Request for papers on application of IFRS 9, IFRS Foundation. Retrieved from http://www.ifrs.org/The-organisation/Advisory-bodies/Working-groups/Documents/Request-for-Papers-IFRS-9.pdf
- IFRS Foundation, Consultative Group on Shariah-Compliant Instruments and Transactions (2014b), Issues in the application of IFRS 9 to Islamic Finance, IFRS Foundation. Retrieved from
  - http://www.ifrs.org/Meetings/MeetingDocs/Other%20Meeting/2014/September/IFRS-9-Discussion-paper-September-2014.pdf
- IFRS Foundation, Consultative Group on Shariah-Compliant Instruments and Transactions (2014c), Minutes of 2nd Meeting & Outreach Event, IFRS Foundation. Retrieved from http://www.ifrs.org/Meetings/MeetingDocs/Other%20Meeting/2014/September/IASB-Shariah-compliant-Instruments-Transactions-Minutes-5-September-2014.pdf
- IFRS Foundation, Consultative Group on Shariah-Compliant Instruments and Transactions (2015), Issues in the application of IFRS 9 to Islamic Finannce, IFRS Foundation. Retrieved from
  - http://www.ifrs.org/Meetings/MeetingDocs/Other%20Meeting/2015/June/IFRS9-outreach-paper-V2.pdf

- IFRS Foundation/Financial Accounting Standards Board, FASB/IASB Joint Transition Resource Group for Revenue Recognition (2015a), Staff Paper "Application fo IFRS 15 to permitted Islamic Finance Transactions," TRG Agenda ref 17. Retrieved from
  - http://www.ifrs.org/Meetings/MeetingDocs/Other % 20 Meeting/2015/January/REVREC-TRG-Memo-17-Islamic-Finance-transactions.pdf
- IFRS Foundation/Financial Accounting Standards Board, FASB/IASB Joint Transition Resource Group for Revenue Recognition (2015b), Staff Paper "January 2015 Meeting - Summary of Issues Discussed and Next Steps," TRG Agenda ref 25. Retrieved from
  - http://www.ifrs.org/Meetings/MeetingDocs/Other %20 Meeting/2015/March/RTRG%2025%20%20 January%20 Meeting%20 Summary.pdf
- International Accounting Standards Board/Financial Accounting Standards Board (2011a), Staff Paper "Lease: Sharial-compliant leases Lessor issues," IASB Adgenda reference 2A FASB memo reference 168. Retrieved from
  - http://www.ifrs.org/Meetings/MeetingDocs/IASB/Archive/Leases/Leases-0511b02A.pdf
- International Accounting Standards Board/Financial Accounting Standards Board (2011b), "Financial Reporting Issues relating to Islamic Finance," APPENDIX TO IASB AGENDA PAPER 2A/FASB MEMO 168. Retrieved from
  - http://www.ifrs.org/Meetings/MeetingDocs/IASB/Archive/Leases/Leases-0511b02A-app.pdf
- Mohammadrezael, F., Banimahd, B., & Saleh, N. M. (2013), "Convergence obstacles with IASB standards: Evidence from Iran," *International Journal of Disclosure and Governance*, Vol. 10, No. 1, pp. 58-91.
- Maali, B. and Napier, C. (2010), "Accounting, religion and organisational culture: the creation of Jordan Islamic Bank," *Journal of Islamic Accounting & Business Research*, Vol. 1 No. 2, pp. 92–113.
- Napier, C. (2009), "Defining Islamic accounting: current issues, past roots," *Accounting History*, Vol. 14, No. 1 & 2, pp. 121–144.
- Pew Research Center (2012), *The Global Religious Landscape*. Retrieved from http://www.pewforum.org/files/2014/01/global-religion-full.pdf
- TheCityUK (2013), Islamic Finance 2013. Retrieved from http://www.thecityuk.com/assets/Uploads/Islamic-finance-2013-F.pdf
- Yapa, P. W. S., Kraal, D., & Joshi, M. (2015), "The adoption of 'International Accounting Standard (IAS) 12 Income Taxes': Convergence or divergence with local accounting standards in selected ASEAN countries?" Australasian Accounting Business & Finance Journal, Vol. 9, No. 1, pp. 3-24.
- イスラム金融検討会(2008)『イスラム金融』日本経済新聞出版社.
- 国際会計基準審議会(2014)国際財務報告基準第9号「金融商品」IFRS 財団.
- 木幡幸弘 (2007)「イスラム金融会計基準の現状と今後の展開」『会計・監査ジャーナル』 第19巻、第7号、130-134頁.

西川郁生 (2011)「AOSSG 議長を終えて」『会計基準』第35号、14-17頁.

野口晃弘・二村雅子・ムスタファ=ハネファ・ムハマド=ムダ (2012)「イスラム金融による制度会計上の課題|『會計』第182巻第5号、108-120頁.

野口晃弘 (2014)「イスラム債の会計問題|『産業経理』第74巻第1号、27-35頁.

平賀正剛 (2005)「東南アジアにおける概念フレームワーク形成の動向とその意義:マレーシアのディスカッション・ペーパー第 1 号を中心に」*NUCB Journal of Economics and Information Science* Vol. 49, No. 2, pp. 27-47.

松田修 (2005)「マレーシアにおける財務報告基準」『名古屋産業大学論集』第6号、101-108頁.

松田修 (2007)「マレーシアにおけるイスラム銀行および会計制度」『名古屋産業大学論 集』第10号、33-44頁.

吉田悦章 (2007)『イスラム金融入門』東洋経済新報社.